

質問書に対する回答 1

件名) 関越自動車道 入間川橋床版取替工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告(建設工事) P.1 2. 競争参加資格	本工事については、乙型の特定JV組成も可能であると記載されていますが、乙型の「橋梁補修工事」と「土木工事」の各工事内容(工事区分)について、発注者が想定されているものがございましたら、金抜設計書などでお示しいただけないでしょうか。	発注者が想定している各工事種別に該当する金抜設計書の項目を示すことはできません。 共通入札公告第8編別表1-1をご参照ください。 なお、別表1-1において「橋梁補修工事」、「土木工事」どちらにも該当しない工事内容はどの構成員の分担としても構いません。
2	入札公告(建設工事) P.1 2. 競争参加資格	本工事については、乙型の特定JV組成も可能であると記載されていますが、乙型JVの場合、各要件を満たす一つの会社を「橋梁補修工事」と「土木工事」の双方に組成することは可能でしょうか。	可能です。
3	入札公告(説明書)	競争参加資格要件の同種工事(緩和)では「b) 土工工事」という記載のみとなっておりますが、特に土工量などの制約はなく、土工工事を実績として有していればよいという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
4	技術資料 様式2	特定JVを組成する場合、様式2では、甲型・乙型の区別、さらには「橋梁補修工事」「土木工事」を記載する欄がありませんが、記載は不要でしょうか。記載が必要な場合は、その表記方法についてご教示いただけますでしょうか。 仮に、JV構成員の記入欄の最上段に示される「特定JVの構成員①」～「特定JVの構成員④」が、競争参加資格要件早見表における構成員①～⑤に対応しているとした場合、様式2の「単体または特定JVの代表者」の欄において番号①の表記がないことや構成員⑤の記載枠がない、というところで質問した次第です。	様式2への甲型・乙型の区別、及び工事種別の記載は不要です。 競争参加資格要件早見表における①～⑤と様式2における①～④は対応しておりません。